

入 札 公 告

高浜町公告第 9 9 号

次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

高浜町長 野 瀬 豊

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 旧庁舎等解体工事
- (2) 工事場所 大飯郡高浜町 宮崎 地係
- (3) 工事概要 旧庁舎及び付属施設解体工事一式
延べ面積 3, 2 9 5 . 6 5 m²
- (4) 工 期 令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで
- (5) 設 計 額 入札参加有資格者に別途通知する
- (6) 入札方式 一般競争入札（事前審査）
- (7) 総合評価落札方式の適用の有無 無
- (8) 最低制限価格設定の有無 有

2 入札に関する事務を担当する機関の名称、所在地等

〒919-2292 福井県大飯郡高浜町宮崎第 8 6 号 2 3 番地 2
高浜町総務課
電話番号 0770-72-7700

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たし、入札参加資格審査委員会の議を経て、一般競争入札参加資格を有すると町長が決定した特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

- (1) 共同企業体の構成員が次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないものであること。

- イ 「高浜町工事等契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止又は指名除外を受けている期間中でないこと。
 - ウ 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入している者又は退職一時金制度を有している者であること。
 - エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てがなされている者でないこと。
 - オ 建設業法（昭和24年法律第100号）（以下「法」という。）第3条に規定する建設業の許可を有しての営業年数が3年以上あること。
 - カ 令和7年度及び令和8年度高浜町競争入札参加資格者名簿に登載されているもので、かつ、対象工事と同種の工事種目（解体工事）に登録されている構成員による共同企業体であること。
 - キ 共同企業体の出資比率が、いずれも30パーセント以上であること。
 - ク 共同企業体の代表者は、その出資比率が構成員中最大であること。
 - ケ この工事に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- （2）共同企業体は、この工事を共同して請け負うことを目的として、次のア、イに該当する2の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。）により結成されていること。
- ア 次に掲げる要件のすべてを満たす1の建設業者（代表者）
 - （ア）法第15条に規定する特定建設業者であること。
 - （イ）経営事項審査（法第27条の23に規定する審査。以下「経審」という。）結果の解体工事の最新の総合評定値が、1, 100点以上であり、かつ、契約が締結できる営業所の所在地が福井県内であること。
 - （ウ）鉄筋コンクリート造で延べ面積2, 000㎡以上の解体工事を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の場合の実績は代表者としてのものに限る。
 - イ 次に掲げる要件を満たす1の建設業者（代表者以外）
 - （ア）高浜町級別格付・指名基準令和7年度上期指名業者格付け解体Aの業者であること。
- （3）現場代理人を適正に配置できること。

4 資格の確認に関する事項

- （1）入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。ただし、期限までに申請書を提出しない者又は確認を受けられなかった者は、入札に参加できない。
- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 同種工事の施工実績書（様式第2号）

ウ 配置予定の現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等調書（様式第3号）

（2）申請書の提出期間等

ア 提出期間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月9日（月）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所 高浜町宮崎第86号23番地2
高浜町役場 総務課

ウ 提出方法 郵送及び電送によることなく、直接受付場所に提出するものとする。

エ 提出部数 正1部、副1部

（3）資格確認の結果の通知

入札参加資格があることが確認された場合又は入札参加資格が認められなかった場合には、共同企業体の代表者に、その旨それぞれ書面により通知する。

（4）確認が受けられなかった者に対する理由の説明

ア 確認が受けられなかった者は、町に対してその理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合は、令和7年6月13日（金）午後4時までに書面を郵送、電送及び電話によることなく、直接受付場所に提出するものとする。

ウ イの書面の提出先は、申請書の受付場所と同じとする。

エ イの書面の提出があったときは、町は令和7年6月20日（金）午後4時までに説明を求めたものに対して書面により回答する。

5 入札説明書の交付等に関する事項

（1）入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地並びにこの入札に関する問い合わせ先

高浜町宮崎第86号23番地2

高浜町総務課

（2）入札説明書交付期間

ア 交付期間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月9日（月）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所 申請書の受付場所と同じとする。

ウ 交付方法 CD-Rにて、電子データを受け取る。その際、データ入力用CD-Rを提出すること。

（3）設計図書の配布

本公告の3の（2）ア又はイに該当する者に限り、設計図書を配布する。）

ア 配布期間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月13日（金）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 配布場所 申請書の受付場所と同じとする。

ウ 配布方法 CD-Rにて、電子データを受け取る。その際、データ入力用CD-Rを提出すること。

（4）設計図書等に対する質問及び回答

ア 設計図書等に関する質問がある場合には、質問事項を記載した書面を次により提出すること。

（ア）提出期間 令和7年5月26日（月）から令和7年6月30日（月）（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前9時から午後4時まで

（イ）提出場所 申請書の受付場所と同じとする。

（ウ）提出方法 郵送及び電送によることなく、電子メール又は直接受付場所に提出するものとする。

電子メール送信先 soumu@town.takahama.lg.jp

イ 町は、アの書面の提出があったときは、速やかに回答するものとする。

なお、質問の内容については、次のとおり閲覧に供する。

（ア）閲覧期間 回答した日から令和7年7月7日（月）

（イ）閲覧場所 高浜町ホームページに掲載する。

6 入札の日時及び場所並びに入札書の提出に関する事項

（1）日 時 令和7年7月10日（木）（時間については、後日通知する。）

（2）場 所 高浜町役場 会議室

（3）提出方法 入札書は、郵送及び電送によることなく、入札の日時に入札の場所へ直接提出するものとする。

（4）そ の 他 入札書を提出する際には、4（3）による資格の確認の結果に係る通知書の写しを提示すること。

7 入札方法等

（1）落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札回数は原則 1 回とし、最大でも 2 回を限度とする。

8 工事費内訳書の提示

- (1) 入札参加者は、第 1 回の入札に際し、当該入札に係る入札書に記載された金額に対応する工事費内訳書を提示しなければならない。
- (2) 工事費内訳書には、数量、単価及び金額を記載すること。
- (3) 工事費内訳書は、確認後発注機関により保管するものとする。
- (4) 工事費内訳書は、参考書類として提示を求めるものであり、この入札及びこの入札に係る契約上の権利義務を生じさせるものではない。

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上、契約保証金は契約金額の 100 分の 10 以上とし、高浜町財務規則（昭和 38 年高浜町規則第 10 号）の規定により納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 競争入札に付する場合において、地方自治法施行令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者で、過去 2 ケ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効に関する事項

入札に参加する者に必要な資格のない者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者ならびに工事入札心得において示した条件その他あらかじめ公告等において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。また、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において、「3 入札に参加する者に必要な資格」のない者のした入札は無効とする。その他、高浜町財務規則第 115 条の規定による。

11 落札者の決定方法

この入札に係る工事の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格により工事を施工することとした場合において、当該価格ではこの入札に係る工事の契約の内容に適合した工事が行われないおそれがあると認められるとき、又はそのものと

契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、そのもの以外のもので予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したものを落札者とする。

1 2 契約書作成の要否

否

1 3 契約条件

入札に係る工事の契約は、高浜町財務規則による。

1 4 配置予定技術者の確認

本工事の落札者決定後、契約前に、3で申請された配置予定技術者について専任制等の確認を行う。この確認の結果、当該工事現場に技術者が適正に配置できない場合には、工事入札心得第14の規定に基づき、契約をしないことがある。

当該入札参加申請に当たっては、実際に配置を予定している技術者について申請すること。

1 5 支払条件

(1) 前払金額は、請負代金額（年割額）の100分の40以内の額とする。

1 6 議会の議決

(1) この入札に係る工事の契約が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年高浜町条例第28号）第2条に規定する契約に該当する場合には、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結した共同企業体の構成員がこの入札に係る工事以外の福井県及び高浜町の工事に関し競争入札の参加資格の制限又は指名停止措置を受けた場合には、町は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、町は当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

1 7 その他

(1) 入札参加者は、工事入札心得を遵守すること。

(2) その他不明な点については、高浜町総務課（電話 0770-72-7700）に照会すること。